

駅まち魅力づくり支援制度（市町への補助）の創設について

○事業目的

- ・ 駅の機能向上や交通結節機能の充実など交通利便性の向上、駅を中心としたまちづくりなどに取り組む市町を支援し、並行在来線の利用者増加につなげる。

※「駅まち」とは：駅、駅前広場、周辺市街地を一体として機能的に配置すべき地域

○事業概要

補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 並行在来線沿線市町 ※ 鉄道施設を整備する場合は並行在来線会社（沿線市町と県が補助）	
補助対象事業 【表 1】参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅機能や交通結節機能の充実など鉄道利用促進に資する施設等整備事業 ※ 国土交通省の都市再生整備事業の認定を受けて実施する事業	
補助対象駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線併設 3 駅を除く既存 1 5 駅 + 新駅 	
区 分	通常	嵩上げ 【表 2】の整備を伴う場合
補 助 率	市町負担額の 1 / 2 (国庫補助を除く)	市町負担額の 1 / 2 (同左)
補助限度額	1 億円/駅 (事業期間通算)	2 億円/駅 (同左)
事 業 期 間	令和 5 年度（開業前年度）～令和 1 0 年度（開業 5 年後）	

【表 1】補助対象事業（交通系の施設整備）

区分	施設等例 (新增設、延伸・拡張、改良含む)
駅舎関係	駅舎（建替、大規模改修含む） 待合室（待合環境の整備含む） 改札口 など
通路関係	こ線橋（エレベーター含む） 自由通路 など
駅前広場関係	ロータリー バス・タクシー乗場 駅前広場、公園 上屋・ベンチ・トイレ P & R 駐車場、駐輪場 レンタサイクルステーション など

補助限度額の嵩上げ要件（関連事業）

- ・ 【表 1】の整備に併せて、駅まち地区に【表 2】の施設（県の補助対象外）を整備する場合は、補助限度額を嵩上げ

【表 2】嵩上げ対象となる都市施設

区分	施設例
医療	病院、診療所
福祉	老人デイサービスセンター など
子育て支援	幼稚園、保育所 など
教育	小・中・高校、大学 など
文化・集会	図書館、体育館、公民館 など
商業	店舗、サービス業を営む施設
行政	本庁舎、支所
その他	知事が認める施設

○ 補助対象の鳥瞰イメージ

○ 駅の機能向上・魅力アップ

- ・ 駅舎建替、大規模改修
- ・ 改札口の整備
- ・ 跨線橋の整備
- ・ トイレ、待合室の整備 等

**○ 都市施設等の配置
(補助対象外※)**

- ・ 病院、図書館
- ・ 保育所、商業施設 等

※都市施設等の誘導を伴う場合、補助対象事業への限度額を嵩上げ

○ 駅前空間の機能向上

- ・ 駅前広場・公園の整備
- ・ トイレ等の整備 等

○ 交通結節機能の充実

- ・ ロータリー整備 (バス・タクシー乗場等)
- ・ P & R 駐車場、自転車駐輪場の整備
- ・ レンタサイクルステーションの整備 等

(画像出典) 国土交通省HP

○ 都市施設等を誘導した整備例 (あいの風とやま鉄道：石動駅) いするぎ

整備内容 ・ 駅舎、自由通路、駅前広場、P & R 駐車場、駐輪場の整備 (H27～R元)
 ・ 図書館を駅舎と合築 (R元)

乗車人数 ・ 1,572人/日 (R元)

<整備計画図>

<整備後の航空写真>

<整備前>

<整備後>